



## 市長の政治資金規正法違反疑惑

### クレーマー対策を隠れ蓑に！ 説明責任果たされず！！

市長の市のトップとしての資質を疑う言動により、12月議会中、連日のように新聞に取り上げられました。

最後は、全員協議会の場で、創政会とともに支援者を動員し、この情報源がクレーマーからのものであり、私がアジテーターとして、議会を扇動していると発言しました。よって、これ以上の調査には応じないと問題をすり替えたのです。

#### <6月議会> (私の一般質問)

自らの後援団体である「片岡恵一と市政を語る会」(代表者は、本人)の収支報告書について、平成21年及び平成22年分を提出しなかった。平成23年度から平成27年度分も一括して、平成27年4月23日に出していた。すべての収支報告書は、収入・支出とも0円であった。

※法律は、毎年、期限までに提出しなければならないと規定(5年以内の禁固又は100万円以下の罰金)



#### ●市長の答弁の要旨

- ・2年に1回出して、自動解散を避けようと考えていた。
- ・23年4月に設立し直してからは、毎年出していたが、勝手な解釈で郵送で送っていた。これがよく見ますと、郵送ではだめと書いてあるところまで気がつかなかった。

#### 議会からの指摘等

- ・毎年提出義務があるのに、2年に1回出せばよいと考えること自体が、変。
- ・愛知県選挙管理委員会に照会。郵送ではだめなど書いていないし、送付されれば受理する。市長から送付された記録はない。

<9月議会> (市民からの「市長の政治資金規正法違反疑惑」に対する請願審議—議会は一部採択)

#### ●市長の答弁の要旨

・6月議会で、郵送によるものが認められなかったというふうに答弁したが、私が郵送した収支報告書が、自動解散になったことがわかった後に手元に戻ってきた。その郵送したものが開封をされていなかったので、郵送では認められないんだと思ってしまった。

・なぜ開封もされずに向こうにとめ置きされたかというと、収支報告書を出したときに、前年度の最終の残高と次年度の当初の残高が狂っていたということがあり、その訂正を求められたことがあった。

・それを郵送でやってしまったということで、選挙管理委員会に受けつけられずに、留め置きされていたというのが、わかった。

#### 議会からの指摘等

- ・愛知県選挙管理委員会に留め置き的事实を照会したが、事實は確認できない。また、次の矛盾がある。
- ・すべての収支報告は0円であるのに、前年度の残高と次年度の残高に狂いようがない。
- ・そもそも、未開封であったのに、選挙管理委員会は、そのことがどうしてわかったのか。
- ・0円報告になっているが、後援会が発行元となっているパンフレットを作成している。どうなっているのか。

請願の審議を付託された総務・産業建設常任委員会では、市長に対し、上記の矛盾だらけの回答に対し、更に文書質問を行い、市長の回答を待ちました。

## <9月21日総務委員会>

### ●市長の答弁の要旨

- ・残高の件は、市議会議員時代のことと勘違いしていた。
- ・作成したパンフレットは、これまで取引してきた業者とは違い、インターネットで発注した。そのメールのやりとりは削除したので、はっきりわからない。
- ・自分の通帳やカードから振込みをすると妻にバレて叱られるので、キャッシュで市役所のATMから振り込んだ。よって、通帳には記録がない。

### 議会の対応

作成したパンフレットの数も金額も業者名も明らかにしなかったことから、再度、総務委員会から文書で、銀行などで調べるよう求めました。途中何度催促しても市長からの回答はなく、100条委員会を設置するしかないという圧力をかけたところ、やっと2か月後、次の回答が来ました。

## <11月30日の市長からの回答>

「再度パソコンのインターネットメールを調べましたが、お答えする内容の進展がありませんでした。」

## <12月5日全員協議会>

### ●市長の答弁の要旨

- ・お尋ねの冊子、単価数量については、4年前のインターネットメールを保存しておらず、正確な数字をお答えできない。
- ・既に委員会の答弁で、1部400円くらいは掛かって、部数についても1000部か2000部と答えている。したがって、40万円以上冊子に使ったことは明白に認めている。
- ・もし、法に抵触するということがあれば、既に罪とする要件は成立している。
- ・収支報告書は、後からでも修正の届出ができるが、愛知県選挙管理委員会に、「冊子に団体名を使いましたが収支報告書に載せなければ違反になるか」を問い合わせましたところ、「名前を使ったということが問題ではなく、実態としてその団体が行ったことを正確に報告しているかどうかです」との回答であった。したがって、実際に何もしていない団体に活動があったことにする方が問題との観点から、収支報告書を修正して届けることはしない。
- ・選挙管理委員会は、これらの情報がある程度つかんでおり、もし法に抵触するなら、監視機関として告訴する責務がある。
- ・すでに市民が江南警察署に告訴している。警

察は、様式が整っておれば受理はするそうである。もし法に抵触するなら、警察が起訴することになる。

- ・既に議会はこの件を問題化することで機能を果たしている。これ以上は、警察の結果を待ちになるのが議会として賢明な行動だと思う。
- ・最近、議会がモンスター化していると思う。学校で発生しているモンスターペアレントのような状況だ。一部の極端な意見や行動に振り回されているような気がする。
- ・議員の皆さんは市民の代表として広い視野から判断し行動され、議会が良識の判定機関として機能することを願います。

## <12月12日問責決議>

自分の不誠実さを棚に上げ、議会をモンスターだと述べる市長に対し、議会は、12月12日に、問責決議を突き付けました（賛成8：反対6（創政会・公明党））

しかし、市長は、まったく反省の色を見せませんでした。

## <12月19日全員協議会>

マスコミを集め、また市長側の支援者を多数傍聴させるという異例の状況でした。傍聴者は、市長や創政会の議員の発言には拍手。その中で、市長は、「答えないのは、クレーム対策だ」と開き直りました。

### 議会の対応

9月に、市役所前のATMから、キャッシュで40万円から80万円もの金を振り込んだと述べていましたが、平成19年以降、10万円以上の現金は振り込めないことを指摘しました。分割して振り込んだのかと尋ねると、あくまでも、一括で振り込んだと答弁しました。また、新たな疑惑が生まれました。

議会や市民に対し、疑惑解消の説明をすることは、市長の責務です。

警察や司法は罪を問うために調査することに対し、議会の追及は市長が市民からの信託に応える責務を全うさせるために行うものであり、本質的に異なります。

嘘を重ね、最後の最後に、問題をすり替えて本題をかわすやり方は、悪質だと思います。

しかし、議会は、これ以上時間を費やしても進展しないと、幕を閉じることになりました。

市民の方、職員からも、「なぜ終わらせる」、「追求が足りない」とお叱りを受けています。力不足で、申し訳なく思っています。